

平成 20 年 6 月 23 日

議長 泉 二 良 様

提出者 市民産業常任委員会
委員長 三 浦 和 一

議案提出について

平成 20 年第 2 回市議会定例会（6 月 23 日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[委員会提出議案第 1 号] ミニマムアクセス米の輸入停止を求める
意見書

[理 由] ミニマムアクセス米の輸入停止を求める
ため

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

開発途上国の人口増加や食料需要の変化、バイオ燃料の原料となる穀物需要の増加、さらに、世界各地で頻発している異常気象の影響などから、米や穀物の供給が国際的にひっ迫し、価格が高騰するなど、世界の食料事情は急変している。

わが国においては、平成 18 年度の食料自給率が 39%まで低下する中、米の生産調整が行われる一方で、W T O 協定に基づき義務的な輸入が課された「ミニマムアクセス米」が毎年 77 万トンも輸入され、飼料用や加工用に振り向けられている。先の食料サミットでは、在庫分から食料支援用としての放出が表明されたところであるが、こうしたミニマムアクセス米の輸入継続は、結果的に国際的な価格の高騰を助長するものである。

今日、自国の食料自給に責任を負うことがその国の固有の権利＝『食料主権』という考えは世界の大きな潮流となっている。

以上のことから、国においては、食料の安定供給、食料自給率向上のため、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをW T O 交渉の場で働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 23 日

熊谷市議会

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様